

横手市議会 平成28年第1回3月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第4号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第5号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布及び施行されたことにもなう一部改正について平成27年12月28日に専決処分したもの。
		内 容 番号制度の施行にもなう納税義務者等の負担軽減のため、一定の場合において個人番号の記載を不要とするもの。
		施行日 公布の日
議案第1号	横手市増田生活環境施設設置条例 (H28.4.1施行)	増田生活環境施設「ほたる」を設置することにもなう条例の制定。
		内 容 増田地域における歴史的商家の町並みを伝承するとともに、地域資源を活用し、及び地域活性化に資するため施設を設置するもの。
議案第2号	横手市債権の管理等に関する条例 (H28.4.1施行)	市が保有する債権の管理の適正化を図り公正かつ円滑な行財政運営に資するための条例の制定。
		内 容 ・督促料、延滞金の徴収根拠を債権管理条例に一本化。 ・滞納整理のための情報共有。 ・1件あたりの上限を設けて滞納処分。(但し、上限額は委任専決処分の指定により確定します。) ・1件あたりの上限を設けて債権放棄。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第3号	横手市地方活力向上地域における企業振興条例 (H28.4.1施行)		<p>事業者に対し固定資産税の特例措置を行うことにより市の産業経済の振興を図るための条例の制定。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横手市地方活力向上地域に東京23区内から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する、または地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業者に対し、固定資産税の不均一課税を実施する。
議案第4号	横手市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例 (H28.4.1施行)		<p>消費者安全法（平成21年法律第50号）の一部改正にともなう条例の制定。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの名称、住所、相談日時の公表。 ・センター長及び事務を行うための職員配置。 ・事務職員の研修の機会の確保。 ・業務上得た情報の適切な管理。
議案第5号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (H28.4.1施行)		<p>改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行にともなう条例の整備を行う。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横手市行政手続条例、横手市情報公開条例、横手市個人情報保護条例、横手市固定資産評価審査委員会条例及び横手市手数料条例の一部改正。
議案第6号	土地区画整理法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (公布の日から施行)		<p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の一部改正にともなう条例の整備を行う。</p> <p>内容</p> <p>横手市営住宅管理条例及び横手都市計画事業中央第二地区土地区画整理事業施行条例、横手都市計画事業駅西地区土地区画整理事業施行条例、横手都市計画事業三枚橋地区土地区画整理事業施行条例の一部改正。</p>
議案第7号	横手市職員定数条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)		<p>職員の定数を定めるための条例の一部改正。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の条例定数に比べ実職員数及び部局ごとの配置人員に大幅な齟齬があるため、実情を踏まえて改正するもの。 <p>第2条の表市長の項中「985人」を「880人」に、教育委員会の項中「176人」を「98」人に、消防の項中「177人」を「170人」に、上下水道事業の項中「50人」を「45人」に改め、合計の項中「1,850人」を「1,655人」に改める。</p>

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第8号	<p>横手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)</p>		<p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）等の施行等にもなう関係条例の一部改正。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・地公法の一部改正により公表項目の追加または変更。 ・行政不服審査法の施行にもなう改正。 ・公表の方法。 ②職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。 <ul style="list-style-type: none"> ・地公法の改正による引用条項の変更。 ③横手市一般職の職員の給与に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・等級別基準職務表の制定 ・行政不服法関係の改正 ④横手市職員の特殊勤務手当に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・地公法改正による引用条項の変更 ・施設の規定方法の変更
議案第9号	<p>地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例及び横手市農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)</p>		<p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行にもなう条例の一部改正。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。 ②農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第1号中「農業生産法人等」を「農地所有適格法人等」に改める。
議案第10号	<p>横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (H27.4.1適用、H27.12.1適用、H28.4.1施行)</p>		<p>秋田県人事委員会の勧告に鑑み職員の給与を改めるため、横手市職員の給与及び勤勉手当の支給割合等を改定することにもなう一部改正。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日へ遡及し給料表の変更。 ・期末・勤勉手当の支給割合の変更。 ・平成28年4月1日の給与制度の総合的見直し。 <p>※附則で5条例を改正</p>
議案第11号	<p>横手市児童館設置条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)</p>		<p>釜ノ川児童館を廃止することにもなう条例の一部改正。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表より釜ノ川児童館を削除。 ・大森子どもと老人のふれあいセンターの項中「245番地4」を「245番地34」に改める。 ・五味川児童館の項中「壇の前」を「壇ノ前」に改める。

区分	議案等の名称	概要説明
議案第12号	横手市立保育所設置条例及び横手市へき地保育所設置条例の一部を改正する等の条例 (H28.4.1施行)	保育所整備計画に基づき里見保育所及び白山保育所を廃止することにもなう条例の一部改正。
		内容 ・ 第3条の表中、里見保育所及び白山保育所の項を削除。 ・ 横手市へき地保育所設置条例を廃止する。
議案第13号	横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (H28.10.1施行)	一般廃棄物処理手数料を改めることにもなう条例の一部改正。
		内容 別表第1項第1号指定プラスチック製容器包装収集袋の項中「420円」を「210円」に改める。
議案第14号	横手市環境保全条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)	環境美化推進員の制度を改めることにもなう条例の一部改正。
		内容 現行条例では環境美化推進員として委嘱した方の報酬や身分が不明確だったが、制度の統一により環境行政の円滑な推進を図るなど、推進員を置くことができることを規定した。
議案第15号	横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行にもなう現行条例の一部改正。
		内容 ・ 利用定員18人以下の地域密着型通所介護が創設されることに伴い、当該サービスに関する基準を規定する。また、利用者へのサービス提供に関する記録の保存期間「2年間」を「5年間」とする。 ・ 認知症対応型通所介護について事業者が事業所の運営状況等を報告し評価を受け、助言等を受ける運営推進会議を開催することについて規定。
議案第16号	横手市建築審査会条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正による現行条例の一部改正。
		内容 委員の任期について、国の技術的助言を参考に条例で定める。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第17号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行及びH28.6.1施行)	内容	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等の施行にともなう現行条例の一部改正。
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の改正による認定申請手数料を定める。（H28.4.1施行） ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請手数料を定める。（H28.4.1施行） ・ 小荷物専用昇降機の確認申請等の手数料を定める。（H28.6.1施行）
議案第18号	横手市火災予防条例の一部を改正する条例 (H28.4.1施行)	内容	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）の施行にともない、現行条例の一部を改正するもの。
			別表第3の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリドル付コンロを別表第3へ追加。 ・ IH調理器の入力値を5.8kWに引き上げ。 ・ 別表第3の一部について所要の規定の整理。
議案第19号	横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例 (H28.7.1施行)	内容	増田図書館の位置を改めることにもなう現行条例の一部改正。 「新町285番地」を「土肥館173番地」に改める。
議案第20号	横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の合併に伴い失効することとなる平鹿町定住促進条例及び山内村転住者奨励金条例の経過措置を定める条例を廃止する条例 (公布の日から施行)	その他	合併時に定めた経過措置を廃止するため現行条例を廃止する。 経過措置について、既に助成又は交付期間が満了しているため廃止するもの。
議案第21号	横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例 (公布の日から施行)	その他	一般職の職員の給与の臨時特例を廃止するため現行条例を廃止する。 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に実施された一般職に属する職員の給与の支給額の減額措置のために制定した条例について、特例期間が終了したことにより廃止するもの。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第22号	横手市ふるさと友好の森設定条例及び横手市ふるさと友好の森特別会員条例を廃止する条例 (H28.4.1施行)	ふるさと友好の森事業の終了にともない現行条例を廃止する。	
		その他	全出資者への配分金支払いが平成27年8月に終了し、事業完了となったため条例を廃止するもの。
議案第23号	第2次横手市総合計画基本構想について	市のまちづくりの総合的な指針である第2次横手市総合計画基本構想（計画期間：平成28年度から平成37年度）の策定。	
		内容	まちの将来像を「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」とし、2つの重点目標と7つの基本目標を定める。
議案第24号	新市建設計画の変更について	平成17年に横手平鹿8市町村合併協議会が策定し、横手市が引き継いだ「新市建設計画」の計画期間等の変更。	
		内容	法律改正に伴い本計画に基づき合併特例債を起すことができる期間が平成32年度まで延長されたため、計画期間・実施予定事業・財政計画等、その内容を一部変更する。
議案第25号	過疎地域自立促進計画について	過疎地域自立促進計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）の策定。	
		内容	過疎地域自立促進特別措置法の延長に伴い、平成28年度～平成32年度を計画期間とする新たな過疎地域自立促進計画を策定する。
議案第26号	権利の放棄について	債務者が自己破産して免責を受け、また、連帯保証人が消滅時効を援用したことにとともに債権回収の見込みがないため、放棄をしようとするもの。	
		内容	横手市特定公共賃貸住宅の使用料
		放棄額	1,209,200円

区分	議案等の名称	概要説明			
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	①横手市山内温泉保養施設 あいのの温泉 鶴ヶ池荘 ②横手市山内地場産品直売施設		
		指定管理者	株式会社 山内観光振興公社		
		指定期間	変更前	H24.4.1～H28.3.31	
			変更後	H24.4.1～H29.3.31	
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	③横手市増田緑地管理センター 上畑温泉 ゆーらく ④横手市増田地域間交流拠点施設上畑温泉 さわらび		
		指定管理者	株式会社 増田町物産流通センター		
		指定期間	変更前	H24.4.1～H28.3.31	
			変更後	H24.4.1～H29.3.31	
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑤横手市天下森スキー場		
		指定管理者	株式会社 天下森振興公社		
		指定期間	3年	H28.4.1～H31.3.31	
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑥横手市自然体験型交流施設 天下森ふれ あい農園		
		指定管理者	株式会社 天下森振興公社		
		指定期間	3年	H28.4.1～H31.3.31	
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑦横手市特産品生産振興センター 穀類乾 燥貯蔵施設		
		指定管理者	株式会社 天下森振興公社		
		指定期間	3年	H28.4.1～H31.3.31	

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑧横手市農林水産物直売・食材供給施設 地域ふれあい施設たかね
		指定 管理者	株式会社 天下森振興公社
		指定 期間	3年 H28.4.1～H31.3.31
議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑨横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵
		指定 管理者	株式会社 ウッディさんない
		指定 期間	3年 H28.4.1～H31.3.31
議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑩横手市国産材需要開発センター
		指定 管理者	株式会社 ウッディさんない
		指定 期間	3年 H28.4.1～H31.3.31
議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑪横手市松原団地集会所
		指定 管理者	松原団地集落会
		指定 期間	7年 H28.4.1～H35.3.31
議案第36号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑫横手市山内三又コミュニティセンター
		指定 管理者	三又部落
		指定 期間	7年 H28.4.1～H35.3.31
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑬横手市横手防災センター
		指定 管理者	横手防災センター管理運営委員会
		指定 期間	7年 H28.4.1～H35.3.31

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑭横手市コミュニティ消防センター（寿町コミュニティ消防センター、平城コミュニティ消防センター）
		指定管理者	寿町コミュニティ消防センター管理運営委員会ほか1団体
		指定期間	7年 H28.4.1～H35.3.31
議案第39号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑮横手市児童館（野中児童館、五味川児童館、荒処児童館、松田児童館、女郎出児童館、昼川児童館、神成児童館、菅生田児童館、上溝児童館、本郷児童館、観音寺児童館）
		指定管理者	野中部落自治会ほか10団体
		指定期間	7年 H28.4.1～H35.3.31
議案第40号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑯横手市大森町八日町老人憩の家
		指定管理者	八日町町内会
		指定期間	7年 H28.4.1～H35.3.31
議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑰横手市集落多目的共同利用施設（横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設、横手市上西野交流センター、横手市下村多目的集落集会所、横手市中ノ又多目的集落集会所、横手市中村多目的集落集会所、横手市平野多目的集落集会所、横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落集会所、横手市大町多目的集落集会所、横手市武道多目的集落集会所、横手市十日町多目的集落集会所、横手市横沢多目的集落集会所、横手市境田多目的集落集会所、横手市下田多目的集落集会所、横手市百目木集落センター、横手市八柏会館、横手市板井田多目的集落集会所、横手市大塚多目的集落集会所、横手市下開多目的集落集会所）
		指定管理者	横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設運営委員会ほか17団体
		指定期間	7年 H28.4.1～H35.3.31

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑱横手市農村集落生活館（舟沢農村集落生活館、十二ノ木農村集落生活館）
		指定管理者	舟沢集落会ほか1団体
		指定期間	7年 H28.4.1～H35.3.31
議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	⑲横手市農村婦人の家
		指定管理者	五日町町内会
		指定期間	7年 H28.4.1～H35.3.31
議案第44号	市道路線の廃止について	1路線の廃止	
		①堤線（延長795.72m） 市道堤美砂古線改良工事に関連して行われる、大平地区付替え道路改良工事により道路築造されるため	
議案第45号	市道路線の認定について	2路線の認定	
		①堤線（延長876.77m） 市道堤美砂古線改良工事に関連して行われる、大平地区付替え道路改良工事により道路築造されるため（旧堤線終点部の付替え）	
		②堤4号線（延長236.46m） 市道堤美砂古線改良工事に関連して行われる、大平地区付替え道路改良工事により道路築造されるため（旧堤線終点部の残区間の認定）	
議案第46号	平成27年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について	市営温泉施設特別会計への繰入額を「186,833千円以内」から「188,861千円以内」に変更する。	
議案第47号	平成27年度横手市病院事業会計資本金の額の減少について	資本金5,381,831,898円のうち1,516,206,757円を減少し、利益剰余金に振り替える。	

区分	議案等の名称	概要説明
議案第63号	平成28年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	市営温泉施設特別会計へ一般会計から208,374千円以内を繰り入れる。
議案第64号	平成28年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて	集落排水事業特別会計へ一般会計から230,565千円以内を繰り入れる。
議案第65号	平成28年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて	浄化槽市町村整備推進事業特別会計へ一般会計から9,371千円以内を繰り入れる。